

第2章 大気汚染対策

第1節 法律、条例による規制

第1 規制の概要

1 規制対象施設及び規制対象物質の拡大

府公害防止条例においては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく規制対象施設に加えて、特に有害物質及び粉じんの発生施設を重点として、規制対象施設を拡大するとともに、同法の有害物質（5種類）を含め、ベンゼン、トルエン、キシレンなど48種類の有害物質及び粉じんを規制対象物質としている。

2 設備基準等の設定

大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号。以下「上乗せ条例」という。）に基づき、大気汚染防止法に定める排出基準に上乗せするとともに、規制対象施設の汚染物資の排出実態に応じ、硫黄酸化物排出施設の排出口の高さ制限、ばいじん、有害物質排出施設への電気集じん機、ベンチュリースクラバーなどの除去装置の設置を義務付ける設備基準のほか、燃料基準及び原料基準を設定している。

第2 届出施設の現況

1 届出施設の届出・許可状況

昭和50年度における大気汚染防止法及び府公害防止条例に基づくばい煙等発生施設の設置等の届出の受理及び同条例第43条の規定に基づく施設設置の許可の状況については、表3-2-1のとおりである。

2 施設設置の現況

昭和51年3月31日現在におけるばい煙等発生施設の設置状況は、表3-2-2、表3-2-3及び表3-2-4のとおりであり、また、これらの施設から発生するばい煙を処理するためのばい煙処理施設の設置状況は、表3-2-5のとおりである。

表3-2-1 ばい煙及び粉じん発生施設の届出施設の
届出等の状況（昭和50年度）

区分 法・条例 届出の区分	ばい煙			粉じん		
	大気汚染防止 法によるもの	府公害防止条 例によるもの	合 計	大気汚染防止 法によるもの	府公害防止条 例によるもの	合 計
新 設	217〔96〕	355〔50〕	572〔146〕	12〔2〕	280〔30〕	292〔32〕
既 設	249〔178〕	426〔74〕	675〔252〕	4〔1〕	214〔18〕	218〔19〕
変 更	734〔301〕	269〔37〕	1,003〔338〕	5〔2〕	108〔8〕	113〔10〕
氏名等変更	203〔115〕	57〔8〕	260〔123〕	1	16〔1〕	17〔1〕
使用廃止	190〔117〕	156〔24〕	346〔141〕	0	44	44
承 継	18〔9〕	13〔4〕	31〔13〕	0	1	1
事故の復旧	—	14〔12〕	14〔12〕	—	0	0
設置の許可	—	37〔13〕	37〔13〕	—	—	—
合 計	1,611〔816〕	1,327〔222〕	2,938〔1,038〕	22〔5〕	663〔57〕	685〔62〕

(注) 1 [] は、政令委任市における受理（許可）件数で内数である。

2 「大気汚染防止法によるもの」とは、大気汚染防止法に基づくものをいい、「府公害防止条例によるもの」とは条例に基づくいわゆる横出し施設に係るものをいう。

表3-2-2 ばい煙発生施設の設置状況（法律）

種類 市町村名	1	2	3			4			5	6	7	8 8の2	9	10	11	12	13
	ボ イ ラ	ガス発生炉・加熱炉	焙焼炉・焼結炉等	溶 鉚 炉	転 炉	平 炉	金 属 溶 解 炉	金 属 加 熱 炉	加 熱 炉	触媒再生塔・燃焼炉	焼成炉・溶融炉	反応炉・直火炉	乾 燥 炉	電 気 炉	廢棄物焼却炉		
大阪市	[2,948 (1,801)]		(8)	(4)	(4)	(16)	(98)	(444)	(37)		(51)	(20)	(89)	(53)	(98 (37))		
堺市	576 ((263))		9	2	3		49	223	23	4	35	12	52	5	30((16))		
岸和田市	109 ((22))						1	43			5		22	4	14 (1)		
豊中市	147 ((92))							21			1	2	8		8((6))		
池田市	152 ((48))							16				2	13		2 (2)		
吹田市	226 ((167))						9	8			9		1((11))		13((8))		
泉大津市	138 ((12))							6					9	3	1		
高槻市	131 ((50))						13	15			6	5	23((11))		15((6))		
貝塚市	74 ((19))							23			19		2	1	6 (4)		
守口市	80 ((46))						2	2			5		3		9 (4)		
枚方市	287 ((87))						54	55			8		15(1)	11	13 (6)		
茨木市	161 ((84))						5	1			7		80(2)		7 (3)		
八尾市	147 ((36))						39	58			1		24(3)		10 (6)		
泉佐野市	70 ((10))						2	10			11	1	3		3 (1)		
富田林市	43 ((33))						1	1					3(3)		3 (2)		
寝屋川市	90 ((42))							9					15		8 (5)		
河内長野市	25 ((8))						2	12					1		3 (1)		
松原市	31 ((16))						5						18(1)		6 (4)		
大東市	39 ((10))											3	3	1	2 (1)		
和泉市	74 ((10))						3	6					3		3 (3)		
箕面市	60 ((43))												1		4 (2)		
柏原市	61 ((14))						7	6					7		6		
羽曳野市	21 ((8))						6	6					1		3 (3)		
門真市	74 ((27))											1	4		10 (2)		
摂津市	69 ((23))						1	4			2	5	12		11 (6)		
高石市	71 ((20))							4	49	2			3		3 (1)		
藤井寺市	31 ((9))						1	3							2 (1)		
東大阪市	398 ((250))						47	180			22	13	24	2	15((14))		
泉南市	40 ((8))						2	1			2				3 (1)		
四条畷市	6 ((4))										1		1		1 (1)		
交野市	12 ((4))						1	8			5	1	1	3			
島本町	27 ((12))						2	5					1		3 (2)		
能勢町	1 ((1))														1 (1)		
忠岡町	47 ((2))						1						1		8 (4)		
熊取町	12 ((4))														1 (1)		
田尻町	6														1 (1)		
岬町	9 ((8))						3	2						6	1 (1)		
阪南町	10 ((1))														1 (1)		
太子町	1 ((1))																
河南町	8 ((8))												1				
狭山町	29 ((5))							7				1		1	3 (3)		
美原町	48 ((4))						5	3				2			2		
東能勢村															1 (1)		
千早赤阪村	5 ((2))													1			
計	6,594 (3,314)	0	17	6	7	16	359	1,182	109	6	197	61	442 (22)	90	334 (162)		

(注) 1 [] は、政令委任市分を示す。
2 () は、事業場における設置数で内数である。

(昭和51年3月31日現在)

種 類	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合 計	工 場 数	事 業 場 数	合 計
	銅鉛等精錬用焙焼炉等	カドミウム系	顔料乾燥施設	塩業急速冷却施設	活性炭製造用反応炉	塩素反応施設等	アルミニウム精錬用電解炉	リン肥料製造等	非酸製造用凝縮施設等	リン酸ナトリウム製造用反応施設等	鉛二次精錬用溶解炉	鉛電池製造用溶解炉	鉛系精錬製造用溶解炉等	硝酸製造用吸取施設等	コークス炉				
市町村名	(2)			(1)		(20)	(3)	(6)	(1)	(33)	(2)			(3)	(3,941 (1,838))	(984)	(1,081)	(2,065)	
大 阪 市									8		3					1,034 (279)	214	(206)	420
堺 市																202 (23)	93	16	109
岸 和 田 市				2		2										195 (98)	45	(63)	108
豊 中 市						4					4					185 (50)	44	31	75
池 田 市																268 (176)	37	(95)	132
吹 田 市						2										157 (12)	116		116
泉 大 津 市																252 (57)	63	(38)	101
高 槻 市		11									5	28				125 (23)	55	15	70
機 塚 市													8			109 (50)	39	35	74
守 口 市																440 (94)	86	67	153
枚 方 市																261 (89)	51	60	111
茨 木 市																279 (45)	115	33	148
八 尾 市																100 (11)	69		69
泉 佐 野 市																51 (38)	8	18	26
富 田 林 市																122 (47)	45	33	78
寝 屋 川 市																43 (9)	12	9	21
河 内 長 野 市																60 (31)	16	14	30
松 原 市											11					61 (11)	27	10	37
大 東 市		1				1										89 (13)	69		69
和 泉 市																65 (45)	11	33	44
箕 面 市																87 (14)	41	11	52
柏 原 市																37 (11)	17	7	24
羽 曳 野 市																89 (29)	41	22	63
門 真 市									26							146 (29)	29	14	43
摂 津 市				2		14										140 (21)	21	16	37
高 石 市						8										38 (10)	18	8	26
藤 井 寺 市											1					706 (264)	212	(235)	447
東 大 阪 市											5					48 (9)	18	7	25
泉 南 市																9 (5)	4	5	9
四 条 畷 市																31 (4)	15	4	19
交 野 市												1				39 (14)	8	10	18
島 本 町																2 (2)		1	1
能 勢 町																57 (6)	34		34
忠 岡 町																13 (5)	7	3	10
熊 取 町																7 (1)	4	1	5
田 尻 町																21 (9)	7		7
岬 町																11 (2)	7		7
阪 南 町																1 (1)		1	1
太 子 町																9 (8)	2	2	4
河 南 町																41 (8)	8	7	15
狹 山 町																60 (4)	33	4	37
美 原 町																1 (1)		1	1
東 能 勢 村																6 (2)	3	1	4
千 早 赤 阪 村																			
計	2	12	0	5	0	51	0	3	40	1	63	38	0	0	3	9,638 (3,498)	2,728	2,217	4,945

表3-2-3 粉じん発生施設の設置状況（法律）

（昭和51年3月31日現在）

種類 市町村名	1	2	3	4	5	合 計	工 場 数
	コ ー ク ス 炉	石の堆積場 又は鉍	ア及びパ ケツア ルトコン ベ	破び 摩碎 機及 機	ふ る い		
大 阪 市		[39]	[101]	[11]	[6]	[157]	[39]
堺 市		29	362	18	45	454	14
岸和田市		4	21			25	2
豊中市			3		3	6	2
池田市			1			1	1
吹田市		1				1	1
泉大津市		2	18	5	2	27	3
高槻市		1	65	35	24	125	7
貝塚市		1	1		12	14	1
守口市		1		1		2	2
茨木市		4	45	20	12	81	10
泉佐野市		2	16			18	3
河内長野市		1	3	3		7	2
大東市		2	5			7	3
和泉市		1	2	1	1	5	1
箕面市		9	27	16	11	63	7
柏原市				1		1	1
羽曳野市			9	4	4	17	1
摂津市		5				5	2
高石市		4	46	6	7	63	4
泉南市			7	5	3	15	1
四条畷市			4	1		5	2
島本町			12	6	3	21	1
岬町		2	3	3	1	9	2
阪南町			18	3	1	22	1
太子町				3		3	1
美原町					1	1	1
合 計	0	108	769	142	136	1,155	115

（注）〔 〕は、政令委任市分を示す。

表3-2-4 ばい煙・粉じんの届出施設届出工場・事業場数（条例）

（昭和51年3月31日現在）

市町村名	区分	硫酸酸化物・ばいじん	有害物質	粉じん	工場・事業場数
大 阪 市		1,061	5,020	1,580	7,661
堺 市		424	202	141	603
岸 和 田 市		118	39	66	184
豊 中 市		116	107	80	228
池 田 市		49	9	16	58
吹 田 市		135	37	38	176
泉 大 津 市		125	21	76	169
高 槻 市		111	72	68	173
貝 塚 市		86	26	8	102
守 口 市		62	59	58	123
枚 方 市		141	64	72	186
茨 木 市		120	47	41	168
八 尾 市		182	142	135	296
泉 佐 野 市		81	33	15	97
富 田 林 市		27	30	31	65
寝 屋 川 市		96	45	39	125
河 内 長 野 市		30	21	59	82
松 原 市		34	41	29	104
大 東 市		35	54	52	91
和 泉 市		76	6	11	85
箕 面 市		44	5	13	55
柏 原 市		49	38	50	100
羽 曳 野 市		26	19	23	68
門 真 市		58	43	40	98
摂 津 市		46	42	46	99
高 石 市		30	18	17	47
藤 井 寺 市		33	29	24	86
東 大 阪 市		502	547	425	1,084
泉 南 市		24	3	18	38
四 条 畷 市		18	14	11	32
交 野 市		21	17	21	43
島 本 町		18	7	9	28
能 勢 町		2	0	6	8
忠 岡 町		33	7	5	35
熊 取 町		10	1	1	12
田 尻 町		5	0	0	5
岬 町		9	1	4	12
阪 南 町		7	1	12	19
太 子 町		1	1	7	8
河 南 町		4	2	8	11
狹 山 町		17	12	17	33
美 原 町		45	41	40	82
東 能 勢 村		2	2	4	6
千 早 赤 阪 村		4	2	8	11
合 計		4,117	6,927	3,424	12,796

（注）1の工場に、硫酸酸化物・ばいじんに係る届出施設と有害物質又は粉じんに係る届出施設がある場合は、それぞれに集計している。

表3-2-5 ばい煙処理施設の設置状況

(昭和51年3月31日現在)

ばい煙発生施設の種類の 処理施設の種類の		（サイクロン） 遠心力集じん装置	（マルチサイクロン） 遠心力集じん装置	（湿式サイクロン） 洗浄集じん装置	（スクラバー） 洗浄集じん装置	電気集じん装置	ろ過集じん装置 （バップフィルター）	排煙脱硫装置	その他	合計
		1	ボ イ ラ	36(2)	158(16)		3	42	14	92(1)
2	ガス発生炉・加熱炉									
3	焙焼炉・焼結炉等	2	2	1	2	3		1	5	16
4	溶 鋸 炉				3	1				4
	転 炉				3					3
	平 炉									
5	金 属 溶 解 炉	11	15	1	21	10	227	5	80	370
6	金 属 加 熱 炉						4		19	23
7	加 熱 炉	2				11			3	16
8	触媒再生塔・燃焼炉							5	1	6
9	焼成炉・溶融炉			1	2	24	23	8	14	72
10	反応炉・直火炉				1	1	1		2	5
11	乾 燥 炉	35(2)	4	5	5		46	2	34(3)	131(5)
12	電 気 炉					1	37		9	47
13	廃棄物焼却炉	55(2)	77(10)	20(8)	48(5)	73(23)	16	8(3)	123(21)	420(72)
14	銅鉛等精練用焙焼炉等									
15	カドミウム系顔料乾燥施設									
16	塩素急速冷却施設									
17	溶 解 槽								4	4
18	活性炭製造用反応炉									
19	塩素反応施設等								33	33
20	アルミニウム精練用電解炉									
21	リン肥料製造用反応施設等									
22	弗酸製造用凝縮施設等								27	27
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等									
24	鉛二次精練用溶解炉			1			19		10	30
25	鉛電池製造用溶解炉						34		5	39
26	鉛系顔料製造用溶解炉等									
27	硝酸製造用吸収施設等									
28	コ ー ク ス 炉									
合 計		141(6)	256(26)	29(8)	88(5)	166(23)	421	121(4)	381(25)	1603(97)

(注) 1 大阪市所管分は除く。

2 () 内は、大阪市を除く委任市分で、内数である。

第3 取締り指導状況

ばい煙等発生施設の設置等に係る届出又は許可の申請があった場合には、必要に応じて立入検査を行い、規制基準との適合状況を調査するとともに改善指導を行ってきた。

昭和50年度においては、硫黄酸化物の排出基準の強化改正に伴い、この適用対象工場を重点的に立入検査し、併せて使用燃料や排出ガス等の検体採取を行った。また、夜間パトロールを行い、立入検査を実施した（表3-2-6）。

これらの調査結果をもとに規制基準の遵守状況を確認するとともに、使用燃料の良質燃料への切换え、ばい煙処理施設の設置、改善を指導した。

表3-2-6 立入検査・検体採取状況

立 入 検 査	法律・条例の遵守状況点検	2,495 工場(94)
	中小企業公害防止資金特別融資審査	110
	合 計	2,605
検 体 採 取	硫 黄 酸 化 物	0 検体
	ば い じ ん	0
	有 害 物 質	823
	粉 じ ん	0
	原 料 及 び 燃 料	1,652
	合 計	2,475

(注) () は、夜間パトロールによる立入検査回数を示し、内数である。

第2節 工場・事業場における燃料使用量等の状況

1 燃料使用量の推移

工場・事業場における各種燃料の使用状況をは握し、大気汚染防止対策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年、工場・事業場に対し、大阪市と共同でアンケート方式による燃料使用状況調査を実施しているが、昭和50年度は、府下約4,000の工場・事業場を対象に実施した（回収率：88.0%）。

府下の全工場・事業場における燃料使用量は、上記の調査結果と昭和49年度に実施したしつ皆調査の実績から算出した本年度非対象工場・事業場の使用量を勘案して推計した（昭和50年度の数値は同時に調査した各工場・事業場の昭和50年度使用予定量に基づく概数である）。

調査は、府下を6地域（地区）に区分して行ったものであるが、各地域別の燃料使用量の推移をみると次のとおりである（表3-2-7及び表3-2-8）。

燃料の種類別にみると、原・重油の使用量は昭和47年度の約895万klをピークとして減少の傾向を示し、昭和49年度では前年度比約200万kl減少しているのに対し、灯・軽油の使用量は、毎年増加しており、昭和49年度は、昭和45年度使用量約29万klの約3倍にあたる約87万klが使われている。また、石炭の使用量は毎年大幅に減少し、コークスの使用量はほぼ横ばいの状態である。

地域別にみると、各燃料とも大阪市地域及び泉北地区における使用量の占める割合が大きく、特にコークスはこの両地域で府下の総使用量の約98%を使用している。

2 二酸化硫黄排出量

燃料使用状況調査と同時に調査した二酸化硫黄排出量及びこの調査結果から算出した重油中の平均硫黄含有率の推移は次のとおりである（表3-2-9及び表3-2-10）。

排出量・含有率ともに年々減少しており、昭和49年度の排出量は、昭和45年度排出量約30万トンの約22%に当たる約7万トンとなっている。また、使用重油（原油を含む）の平均硫黄含有率も、昭和45年度の1.71%から昭和49年度の0.45%と激減している。

表3-2-7 燃料使用量調査地域区分

地域(地区)の区分		関 係 市 町 村	
大 阪 市 地 域		大阪市	1市
北 大 阪 地 域		池田市、箕面市、茨木市、高槻市、豊中市、吹田市、摂津市、能勢町、 島本町及び東能勢村	7市 2町 1村
東 大 阪 地 域		枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、四条畷市、交野市、東大 阪市、八尾市及び柏原市	10市
南 大 阪 地 域	泉 北 地 区	堺市、高石市、泉大津市、和泉市及び忠岡町	4市 1町
	泉 南 地 区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南町及び岬町	4市 4町
	南 河 内 地 区	松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、美原町、狭山町、 太子町、河南町及び千早赤阪村	5市 4町 1村

表3-2-8 地域別燃料使用量

(1) 原・重油

(単位：千kl)

年 度 地 域	昭 45		46		47		48		49		50 (概数)		
	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	
大 阪 市 地 域	2,535	31.3%	2,742	31.7%	2,804	31.3%	2,438	28.6%	1,751	26.7%	1,897	28.1%	
北 大 阪 地 域	361	4.5	369	4.3	371	4.1	321	3.8	269	4.1	290	4.3	
東 大 阪 地 域	409	5.1	436	5.1	444	5.0	455	5.3	411	6.3	406	6.0	
南 大 阪 地 域	泉 北 地 区	4,249	52.5	4,512	52.2	4,498	50.2	4,369	51.2	3,564	54.3	3,573	53.0
	泉 南 地 区	481	5.9	525	6.1	775	8.7	888	10.4	515	7.8	521	7.7
	南 河 内 地 区	52	0.7	53	0.6	60	0.7	60	0.7	54	0.8	56	0.9
	計	4,782	59.1	5,090	58.9	5,333	59.6	5,317	62.3	4,133	62.9	4,150	61.6
合 計	8,087	100.0	8,637	100.0	8,952	100.0	8,531	100.0	6,564	100.0	6,743	100.0	

(注) 昭和50年度の数値は、燃料の使用予定量に基づく概数である。以下各表について同じ。

(2) 灯・軽油

(単位：千kl)

地域	年度		昭 45		46		47		48		49		50 (概数)		
	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	
大阪市地域	98	34.0%	125	33.2%	156	32.3%	292	34.9%	287	33.2%	321	35.6%			
北大阪地域	8	2.8	13	3.5	21	4.3	74	8.8	87	10.0	94	10.4			
東大阪地域	29	10.0	35	9.3	50	10.4	105	12.6	121	14.0	121	13.4			
南大阪地域	泉北地区	126	43.8	172	45.7	208	43.1	298	35.6	294	34.0	278	30.9		
	泉南地区	23	8.0	27	7.2	42	8.7	59	7.1	70	8.1	79	8.8		
	南河内地区	4	1.4	4	1.1	6	1.2	8	1.0	6	0.7	8	0.9		
	計	153	53.2	203	54.0	256	53.0	365	43.7	370	42.8	365	40.6		
合 計	288	100.0	376	100.0	483	100.0	836	100.0	865	100.0	901	100.0			

(3) コークス

(単位：千トン)

地域	年度		昭 45		46		47		48		49		50 (概数)		
	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	
大阪市地域	839	30.3%	815	29.9%	761	29.6%	613	23.2%	779	28.2%	671	28.8%			
北大阪地域	2	0.1	2	0.1	2	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0			
東大阪地域	23	0.8	23	0.8	23	0.9	23	0.9	22	0.8	22	0.9			
南大阪地域	泉北地区	1,875	67.8	1,858	68.1	1,762	68.4	1,967	74.4	1,924	69.7	1,609	68.9		
	泉南地区	16	0.6	15	0.6	15	0.6	17	0.7	13	0.5	11	0.5		
	南河内地区	12	0.4	13	0.5	13	0.5	22	0.8	21	0.8	21	0.9		
	計	1,903	68.8	1,886	69.2	1,790	69.5	2,006	75.9	1,958	71.0	1,641	70.3		
合 計	2,767	100.0	2,726	100.0	2,576	100.0	2,643	100.0	2,759	100.0	2,334	100.0			

(4) 石 炭

(単位：千トン)

地域	年度		昭 45		46		47		48		49		50 (概数)		
	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	使用量	構成比	
大阪市地域	446	46.5%	75	16.0%	62	35.6%	26	92.8%	5	71.4%	3	60.0%			
北大阪地域	4	0.4	3	0.6	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0			
東大阪地域	3	0.3	3	0.6	3	1.7	1	3.6	1	14.3	1	20.0			
南大阪地域	泉北地区	6	0.6	7	1.5	2	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	泉南地区	500	52.2	381	81.3	106	61.0	1	3.6	1	14.3	1	20.0		
	南河内地区	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	計	506	52.8	388	82.8	108	62.1	1	3.6	1	14.3	1	20.0		
合 計	959	100.0	469	100.0	174	100.0	28	100.0	7	100.0	5	100.0			

表3-2-9 地域別二酸化硫黄排出量

(単位：千トン)

地 域	昭 45		46		47		48		49		50 (概数)		
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	
大 阪 市 地 域	96	31.7%	75	33.3%	48	31.2%	27	26.0%	18	26.9%	17	27.9%	
北 大 阪 地 域	16	5.3	13	5.8	9	5.8	6	5.8	4	6.0	4	6.6	
東 大 阪 地 域	17	5.5	15	6.5	12	7.8	8	7.7	6	8.9	5	8.2	
南 大 阪 地 域	泉 北 地 区	145	47.9	97	43.1	68	44.2	51	49.0	33	49.2	29	47.5
	泉 南 地 区	27	8.9	23	10.3	15	9.7	11	10.6	5	7.5	5	8.2
	南 河 内 地 区	2	0.7	2	1.0	2	1.3	1	0.9	1	1.5	1	1.6
	計	174	57.5	122	54.4	85	55.2	63	60.5	39	58.2	35	57.3
合 計	303	100.0	225	100.0	154	100.0	104	100.0	67	100.0	61	100.0	

- (注) 1 重油(原油を含む)軽油、灯油、石炭、コークス及びタールピッチ類を対象とした。
 2 昭和50年度の数値は、燃料の使用予定量に基づく概数である。

表3-2-10 重油中の平均硫黄含有率

(単位：%)

地 域	昭 45		46		47		48		49		50 (概数)	
	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	構成比
大 阪 市 地 域	1.65		1.26		0.84		0.53		0.47		0.40	
北 大 阪 地 域	2.28		1.92		1.32		1.03		0.76		0.63	
東 大 阪 地 域	2.20		1.75		1.47		0.95		0.72		0.69	
南 大 阪 地 域	泉 北 地 区	1.63		1.15		0.80		0.49		0.37		0.33
	泉 南 地 区	1.88		1.58		0.90		0.64		0.54		0.46
	南 河 内 地 区	2.15		2.12		1.59		0.91		0.77		0.71
	平 均	1.79		1.29		0.85		0.52		0.39		0.35
府 平 均	1.71		1.28		0.88		0.57		0.45		0.40	

- (注) 1 原油を含む重油の平均硫黄含有率である。
 2 重油の比重を0.9とし、原油の比重を0.83として、重油、原油の年間使用量と重油、原油からの二酸化硫黄年間排出量とから算出した。
 3 脱硫効率を考慮した数値である。
 4 昭和50年度の数値は燃料の使用予定量に基づく概数である。

第3節 大気清浄化計画の推進

環境管理計画に示す固定発生源から排出される大気汚染物質に係る削減目標値を達成するため、その実施計画として、昭和48年度から大気清浄化計画を策定、実施している。

1 窒素酸化物排出量の削減指導

昭和50年度末までに、府下の大規模発生源79工場（大気清浄化計画第1次重点工場（昭和47年度時点における窒素酸化物総排出量が800トン／年以上であるもの：19工場）、同第2次重点工場（昭和47年度時点における窒素酸化物総排出量が20トン／年以上800トン／年未満であるもの：60工場））に対し、光化学スモッグの原因物質である窒素酸化物を中心として削減指導を実施した。この結果、昭和47年度時点の排出量に比して、それぞれ38%及び26%の削減を達成した。

なお、大気清浄化計画第2次重点工場60工場のうち大阪市に所在する24工場については、大気清浄化計画と軌を一にして大阪市が推進している大気汚染防止基本計画（いわゆるクリーン・エア・プラン）の一環として削減指導が行われたものである。

また、これらの削減指導の実態を踏まえて、昭和50年1月、中小工場・事業場を含む全発生源を対象とする窒素酸化物削減実施計画を策定するとともに、引き続き全工場・事業場に対してこの計画に基づいて、窒素酸化物排出量の削減指導に努めている（表3-2-11）。

表3-2-11 窒素酸化物削減実施計画

(単位トン/年)

工場・事業場の規模 排出量等		年度				
		昭47	53	56		
		推定排出量	許容排出量	削減率 (%)	許容排出量	削減率 (%)
大気清浄化 計 画	第1次重点工場	60,900	21,300	65	14,900	75
	第2次重点工場	14,400	6,500	55	3,600	75
中 小 規 模 工 場 等		15,100	9,100	40	5,300	65
そ の 他		2,300	2,100	10	1,500	35
合 計		92,700	39,000	57.9	25,300	72.7

2 硫黄酸化物の総量削減計画の策定準備

硫黄酸化物については、府公害防止条例に基づく燃料基準の遵守指導を中心として、

使用燃料の低硫黄化を図ってきたが、大気汚染防止法の一部改正による硫黄酸化物の総量規制方式の導入に伴い、昭和49年11月及び昭和50年12月にそれぞれ府下の大阪市ほか16市1町及び岸和田市ほか13市6町が総量規制の適用地域として指定され、能勢町ほか2町2村を除くほぼ全域について総量規制が実施されることとなっている。

この総量規制は、昭和53年度において環境基準を達成すべきこととされているので、昭和50年度においては、指定ばい煙総量削減計画策定作業を進めた。

3 炭化水素対策の検討

炭化水素は光化学スモッグの主要原因物質の一つとされており、その効果的な規制が望まれている。本府においてもこれに対処するため、府公害防止条例による炭化水素規制を光化学スモッグ対策という見地から見直すこととしている。このため、昭和49年8月30日府公害対策審議会に対し「炭化水素系有害物質に係る設備基準等の見直し」について諮問したが、昭和50年度においては、同審議会専門委員会大気汚染分科会において、炭化水素類の排出実態のは握について重点的に検討を進め（開催回数6回）、引き続き調査検討が行われている。

第4節 大気汚染の常時監視と緊急時の措置

第1 大気汚染状況の常時監視

1 テレメーターシステムによる大気汚染観測局の設置状況

昭和43年9月、公害監視センターの発足以来、環境に係る大気汚染（以下単に「大気汚染」という。）の常時監視業務は、大気汚染監視システムにより迅速かつ適確に実施するように努めている。

オンラインシステムによる常時監視網は、昭和50年度末現在において45局（気象要素のみを観測する観測局及び大気汚染観測車を含む。）で、うち大阪府所管分は37局、大阪市、堺市及び岬町所管分は8局である（図3-2-1及び表3-2-12）。

各観測局における測定は、すべて自動測定機器によって行われ、データはテレメーターシステムにより、10分ごとに公害監視センターの大気汚染監視室のコンピューターに入力され、ここで常時監視のための各種の即時処理が行われている。なお、テレメーターシステム全体の精度を常に正常な状態に維持するためには、非常に高度の技術を要するため、各観測局の端末測定機器について最低週2回、巡回、整備を実施している。また、汚染の広域化に対処するため、兵庫県との間に、昭和46年11月、阪神広域大気汚染緊急時対策実施要綱を制定し、これに必要な措置として、兵庫県とのデータ交換装置を設置し、それぞれの観測局の二氧化硫、浮遊粉じん、風向、風速、一酸化窒素、二氧化硫、オキシダント、一酸化炭素、日射量又は紫外線量及び温度のデータを自動的に送受している（図3-2-2）。

昭和50年度における府域の大気汚染観測局の開設等の状況は次のとおりである。

- (1) 大気汚染観測局として、王仁公園（枚方市）及び島本町役場の2局を新設した。
- (2) 布施保健所局を暫定的に東大阪市荒川庁舎に移設した。

2 府下市町村における大気汚染観測局の設置状況

府下市町村のうち、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、東大阪市及び高槻市の各市長に対しては、大気汚染防止法及び府公害防止条例により常時監視に関する事務が委任されているが、その他の一部の市町村においても、気象条件、発生源の状況等その地域の特性に応じ、環境測定を行うため観測局を設置している（表3-2-13）。

市町村の所管する観測局の設置状況は、大阪市41局、堺市13局、豊中市3局、吹

田市2局、その他の市町村においては岬町の8局のほか18市町28局の合計95局となっている。このうち、テレメーターシステムによって公害監視センターと直結されているのは表3-2-12に示すとおり、大阪市の5局、堺市の2局、岬町の1局となっている。

また、大気汚染観測局が固定観測局であることを補完して、随時、必要な地点において環境測定が行えるよう、大阪市ほか16市町においては、移動観測車を総数18台設備して、測定の適正を期している。

公害監視センターにおいては、これらの観測局における測定データを緊急時の措置等に利用するため必要に応じ、測定データの報告を求めている。

府及び市町村設置の観測局の所在状況を示すと図3-2-1のとおりである。

第2 大規模発生源の常時監視

府下における汚染物質の大規模発生源工場の排出状況を監視するため、昭和46年度から硫酸化物連続測定機の設置義務がある工場について、テレメーターを設置し、無線回線により公害監視センターと直結して常時監視を行う、いわゆる発生源常時監視システムの整備を推進している。

昭和50年度においては、窒素酸化物連続測定機の設置義務のある工場について、テレメーターとの接続による監視項目の追加について協議するとともに、一部の工場についてオキシダント緊急時発令の際の措置確認をテレメーター装置によって行えるよう確認体制を整備した(表3-2-14)。

図3-2-1 大気汚染観測局

番号	観測所名	番号	観測所名
①	吹田保健所	41	南雄中学校
②	守口保健所	42	今宮中学校
③	公害監視センター	43	福江小学校
④	東大阪市竜川庁舎	44	大塚タワー
⑤	八尾保健所	45	梅田新道
⑥	府立大学	46	出来島小学校
⑦	東大津保健所	47	北粉浜小学校
⑧	豊中市南満所署	48	海老江西小学校
⑨	茨木市役所	49	今里交差点
⑩	寝屋川市役所	50	祝全町交差点
⑪	東大阪市東支所	51	新島小路小学校
⑫	高石中学校	52	上 新 庄
⑬	高槻市役所	53	住之江交差点
⑭	摂津市役所	54	島 人 橋
⑮	枚方市役所	55	茨田中学校
⑯	高田林市消防署	56	茨田北小学校
⑰	泉南府役センター	57	鶴津中学校
⑱	泉佐野保健所	58	鶴 小 学 校
⑲	池田市役所	59	石津小学校
⑳	大東市役所	60	金剛小学校
㉑	藤井寺市役所	61	浜寺公園
㉒	長野小学校	62	三 蓮 小 学 校
㉓	八尾市立病院	63	香松台中学校
㉔	淀川工業高校	64	萱夷丘西小学校
㉕	淀 理 維	65	堺 市 役 所
㉖	豊中市役所	66	安 井 町
㉗	松原市役所	67	大浜交差点
㉘	国府小学校	68	土洲川公園
㉙	藤町中学校	69	豊中市公害研究室
㉚	此花区役所	70	子 渡 小 学 校
㉛	宇尾小学校	71	子 栗
㉜	淀 中 学 校	72	吹田市消防署西分署
㉝	摂福中学校	73	吹田市消防署宇美山出張所
㉞	少将寺小学校	74	高石市役所
㉟	浜寺中学校	75	羽衣学園
㊱	堺町役場	76	高福小学校
37	淀川区役所	77	取石小学校
38	藤山中学校	78	新日本製鉄
39	大宮中学校	79	王 仁 公 園
40	聖賢小学校	80	島 本 町 役 場

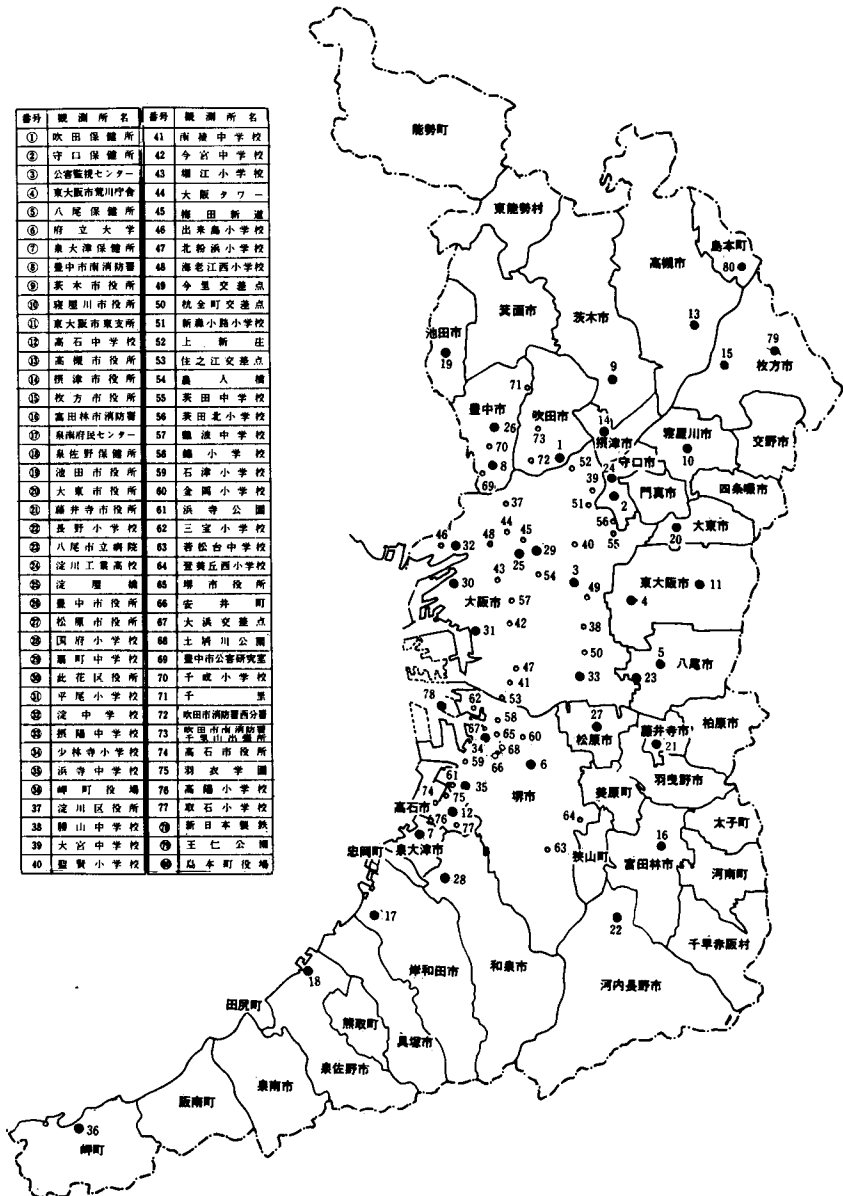


表3-2-12 大気汚染監視網

(1) 大気汚染観測局

所管	観測局	所在地	設置年度	二酸化硫黄	浮遊じん	一酸化炭素	一酸化窒素	二酸化窒素	オゾンキノン	全水素	風向	風速	温度	湿度	日射量	雨量	交通量	用地
大	吹田保健所	吹田市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	守口保健所	守口市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	公害監視センター	大阪市	43	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		準工
	東大阪市荒川庁舎	東大阪市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		近商
	八尾保健所	八尾市	40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	府立大	堺市	42	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		第2住
	泉大津保健所	泉大津市	40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		近商
	豊中市南消防署	豊中市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		準工
	茨木市役所	茨木市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		商
	寝屋川市役所	寝屋川市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
阪	東大阪市東支所	東大阪市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		近商
	高石中学校	高石市	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		第2住
	八尾市立病院	八尾市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	淀川工業高校	守口市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	豊中市役所	豊中市	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		近商
	松原市役所	松原市	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	淀屋橋	大阪市	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		商
	国府小	和泉市	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	高槻市役所	高槻市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	摂津市役所	摂津市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		準工
府	枚方市役所	枚方市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		商
	富田林市消防署	富田林市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	泉南府民センター	岸和田市	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		住
	泉佐野保健所	泉佐野市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		準工
	池田市役所	池田市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		近商
	大東市役所	大東市	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		第2住

表3-2-13 府下市町村大気汚染観測局等設置状況

(1) 大気汚染観測局

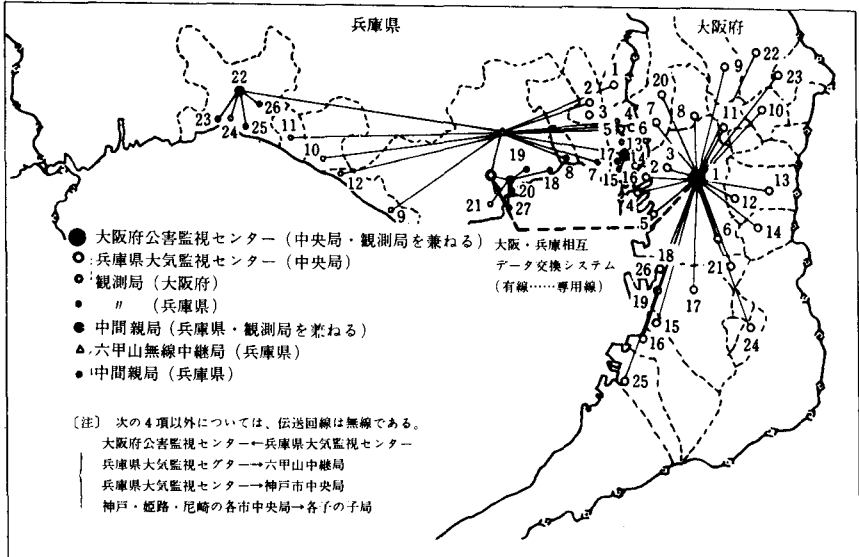
市町村名	観測局	設置年度	二酸化炭素	浮遊じん	一酸化炭素	窒素酸化物	オキシソント	全水酸化	風向	風速	温度	湿度	日射量	雨量	交通量	用地用途	
大	1 淀中中学校	41	●	●		●	●		●	●	●	●				住	
	2 扇町中学校	48	●	●		●	●		●	●	●	●				商	
	3 此花区役所	42	●	●		●	●	●	●	●	●	●				住	
	4 平尾陽川小学校	40	●	●		●	●		●	●	●	●				住	
	5 撰勝山宮中	43	●	●		●	●	●	●	●	●	●				住	
	6 淀川区役所	40	●	●		●	●	●	●	●	●	●				商	
	7 大聖賢小学校	42	●	●		●	●	●	●	●	●	●				住	
	8 大聖賢小学校	41	●	●		●	●	●	●	●	●	●				住	
	9 南今大	42	●	●		●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	10 南今大	42	●	●		●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	11 南今大	42	●	●		●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	12 南今大	43	●	●		●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	阪	13 通天閣	40					●		●	●	●					商
14 江之島		45		●	●	●	●		●	●	●					商	
15 南港埋立地		44	●													無住	
16 茨田北小学校		48						●								住	
17 梅田新道		41		●	●	●	●		●							商	
18 出来島小学校		44	●	●	●	●	●		●							住	
19 北粉浜小学校		43	●	●	●	●	●		●	●	●					住	
20 杭全交差点		45		●	●	●	●									準工	
21 新森小路小学校		45	●	●	●	●	●									住	
22 新海江小学校		45	●	●	●	●	●		●							準工	
23 今老里交差点		46		●	●	●	●									準工	
24 心齋橋		46			●	●	●									商	
25 上新庄		47			●	●	●									住	
26 住之江交差点	47			●	●	●									住		
27 農人中橋	47			●	●	●									商		
28 茨田中学校	47			●	●	●									住		
29 阿倍野橋交差点	48			●	●	●									商		
30 深江橋交差点	48			●	●	●									商		
市	31 長居小学校	48			●	●										住	
	32 西淀川区役所	45	●	●												商	
	33 福香小学校	42	●													住	
	34 梅香中学校	47	●	●												住	
	35 此花消防署西九条出張所	47	●	●												住	
	36 高見小学校	48	●	●												住	
	37 矢田南中学校	47	●	●												第2住	
	38 加賀屋中学校	47	●	●												住	
	39 新高江小学校	48	●	●												準工	
	40 堀江小学校	49	●	●		●	●	●	●	●	●	●				準工	
	41 難波中学校	49	●	●		●	●	●	●	●	●	●				住	
	堺	1 少林寺小学校	38	●	●		●	●	●	●	●	●	●				第2住
		2 浜寺中学校	38	●	●		●	●	●	●	●	●	●				第2住
3 土居川公園		49			●	●	●									第2住	
4 錦小学校		38	●	●					●	●						第2住	
5 浜寺公園		42	●	●					●	●						無指定	
6 石津小学校		39	●	●					●	●						第2住	
7 金岡小学校		40	●	●					●	●						第2住	
8 三寶小学校		45	●	●		●	●	●	●	●	●	●				住	

市町村名	観測局	設 年 度	二 硫 化 硫 黄	浮 遊 塵 埃	一 次 粒 化 素	二 次 粒 化 素	窒 素 酸 化 物	オ ゾ ン ド キ ャ イ ン ト	全 水 素 酸 化 物	風 向	風 速	温 度	湿 度	日 射 量	雨 量	交 通 量	用 途 域	
																		●
堺市	9	若松台中学校	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	10	登美丘西小学校	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	11	堺市役所	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				商	
	12	安井町	46			●											商	
	13	大浜交差点	46			●											住	
豊中市	1	豊中市公害研究室	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			準工	
	2	千成小学校	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			住	
	3	千成小学校	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			商	
吹田市	1	吹田市消防署西分署	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			近商	
	2	吹田市消防署千里出張所	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			住	
箕面市	1	箕面市役所	46	●				●									住	
枚方市	1	北部市民センター	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
交野市	1	交野市役所	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
守口市	1	市民球場	49					●									住	
東大阪市	1	東大阪市公害監視センター	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				商	
柏原市	1	柏原市役所	47	●	●			●		●	●	●	●				住	
	2	公民館	47							●	●	●	●				住	
	3	柏原市役所出張所	48							●	●	●	●				近商	
高石市	1	高石中学校	44						●								第2住	
	2	高石市役所	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				近商	
	3	高石陽小学校	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	4	取石小学校	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	5	羽衣学園	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
藤井寺市	1	学校給食センター	49	●				●		●	●	●	●				準工	
泉南市	1	泉南市役所	47	●						●	●	●	●				住	
泉佐野市	1	泉佐野市役所	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住	
松原市	1	天美公民館	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住	
和泉市	1	信太中学校	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				第2住	
	2	幸小	47			●	●	●									住	
	3	石尾中学校	47	●	●					●	●	●	●				第2住	
泉大津市	1	泉大津市役所	46	●	●			●		●	●	●	●				準工	
	1	貝塚市役所	47	●	●					●	●	●	●				住	
岸和田市	1	新条小学校	48					●									第2住	
	2	岸和田市役所	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				近商	
	3	久米田中学校	49					●									第2住	
島本町	1	島本町役場	47				●	●		●	●	●	●				住	
	1	島忠岡町役場	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住	
熊取町	1	熊取町役場	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住
	1	岬町役場	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住	
	2	孝子小学校	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				無住	
	3	淡輪小学校	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				住	
	4	岬中学校	48	●	●					●	●	●	●				住	
	5	多奈川小学校	48	●	●			●		●	●	●	●				住	
	6	小島児童公園	48	●	●					●	●	●	●				住	
	7	東島児童公園	48	●	●					●	●	●	●				調	
8	西島児童公園	48	●	●					●	●	●	●				調		
大阪	市	41局	24	26	16	21	21	13	7	16	16	7	5	0	0	0		
堺市		13	10	10	4	7	7	8	1	10	10	5	5	0	0	0		
高石市		5	4	4	0	4	4	4	5	4	4	0	0	0	0	0		
岬町		8	8	8	2	2	2	4	0	8	8	1	1	0	0	2		
その他の市町		28	21	17	6	12	12	21	6	21	21	10	10	4	0	0		
合 計		95	67	65	28	46	46	50	19	59	59	23	21	4	0	2		

(2) 大気汚染観測車

市 町 名	台数	設年 置度	二硫 酸化 黄	浮粉 じ 遊ん	一炭 酸 化素	一窒 酸 化素	二窒 酸 化素	オク シト	全水 炭化 素	風 向	風 速	温 度	湿 度	日射 量	雨 量	交通 量
大 阪 市	1	46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
堺 市	1	45	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			
東大阪市	2	46	●	●		●	●	●		●	●	●	●			
		49			●	●	●			●	●					
豊 中 市	1	45	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			
吹 田 市	1	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
池 田 市	1	47	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			
泉大津市	1	48			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
高 槻 市	1	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
守 口 市	1	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
枚 方 市	1	47	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●
茨 木 市	1	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
八 尾 市	1	47	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			
寝屋川市	1	48	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			
大 東 市	1	49	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			
門 真 市	1	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
高 石 市	1	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
和 泉 市	1	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
合 計		18台	16	15	17	18	18	17	11	18	18	17	17	2	0	2

図3-2-2 広域大気汚染監視網



(注) 図の番号は下記の観測局を示す。

大阪府観測局					兵庫県観測局						
番号	観測局名	備考	番号	観測局名	備考	番号	観測局名	備考	番号	観測局名	備考
1	公 警 監 視 一 視	府 設	16	泉大津保健所	府 設	1	川 西 市		16	尼 崎 市 東 部	
2	淀 中 学 校	一 部 市 設	17	府 立 大 学	"	2	宝 塚 市		17	尼 崎 市 西 部	
3	扇 町 中 学 校	"	18	少 林 寺 小 学 校	一 部 市 設	3	宝 塚 市 自 排		18	神 戸 市 東 灘	
4	此 花 区 役 所	"	19	浜 寺 中 学 校	"	4	伊 丹 市		19	神 戸 市 灘	
5	平 尾 小 学 校	"	20	豊 中 市 役 所	府 設	5	伊 丹 市 役 所		20	神 戸 市 箕 合	
6	摂 陽 中 学 校	"	21	松 原 市 役 所	"	6	伊 丹 市 自 排		21	神 戸 市 長 田	
7	豊 中 南 消 防 署	府 設	22	高 槻 市 役 所	"	7	西 宮 市		22	姫 路 市 役 所	
8	吹 田 保 健 所	"	23	枚 方 市 役 所	"	8	芦 屋 市		23	姫 路 市 西	
9	茨 木 市 役 所	"	24	富 田 林 市 消 防 署	"	9	明 石 市		24	姫 路 市 飾 磨	
11	寝 屋 川 市 役 所	"	25	泉 南 府 民 セ ン タ ー	"	10	加 古 川 市		25	姫 路 市 白 浜	
12	守 口 保 健 所	"	26	新 日 本 製 鉄	"	11	高 砂 市		26	姫 路 市 東	
13	東 大 阪 市 荒 川 庁 舎	"	27	予	備	12	播 磨 町		27	神 戸 ポ ー ト タ ー	
14	東 大 阪 市 東 支 所	"	28	"		13	尼 崎 市 北 部		28	予	備
14	八 尾 保 健 所	"	29	"		14	尼 崎 市 中 部		29	"	
15	高 石 中 学 校	"	30	"		15	尼 崎 市 南 部		30	"	

表3-2-14 大気汚染常時監視システム整備工場

番号	整 備 工 場	所 在 地
1	関西電力株式会社 三宝発電所	堺市築港八幡町138
2	関西電力株式会社 堺港発電所	堺市築港新町1
3	セントラル硝子株式会社 堺工場	堺市築港南町6
4	堺共同火力株式会社 堺共同発電所	堺市築港八幡町138
5	関西石油株式会社	堺市築港新町3丁目16
6	ダイセル株式会社 堺工場	堺市鉄砲町1
7	ゼネラル石油精製株式会社 堺製油所	堺市築港浜寺町1
8	信越酢酸ビニル株式会社	堺市築港新町3丁目11-1
9	イゲタ鋼板株式会社	堺市出島西町2
10	関西製鋼株式会社	堺市塩浜町5
11	宇部興産株式会社 堺工場	堺市築港新町3丁目1
12	新日本製鉄株式会社 堺製鉄所	堺市築港八幡町1
13	三井東圧株式会社 大阪工業所西工場	高石市高砂1丁目6
14	三井東圧株式会社 大阪工業所東工場	高石市高砂1丁目6
15	興亜石油株式会社 大阪製油所	高石市高砂2丁目1
16	昭和アルミニウム株式会社 堺工場	堺市海山町6丁目224
17	千代田建材工業株式会社 貝塚工場	貝塚市港16-1
18	朝日麦酒株式会社 吹田工場	吹田市西之庄町1番45号
19	広島硝子工業株式会社 大阪工場	高槻市芝生町1丁目52-2
20	株式会社大和川染工所	堺市遠里小野町1丁目3番30号
21	大日本製糖株式会社 堺工場	堺市神南辺町5丁目152
22	熊西染色工業株式会社	門真市向島町3番35号
23	倉敷紡績株式会社 枚方工場	枚方市新町2丁目1番37号
24	松下電工株式会社 本社工場	門真市大字門真1048
25	ユニオン硝子工業株式会社	枚方市津田4040
26	ダイハツ工業株式会社 池田第二工場	池田市ダイハツ町1-1
27	サッポロビール株式会社 大阪工場	茨木市岩倉町2番1号
28	大和硝子株式会社	守口市八雲北町3丁目81
29	東洋クロス株式会社 本店工場	泉南市樽井1754
30	堺化学工業株式会社 堺工場	堺市戎島町5丁目1
31	バンドー化学株式会社 南海工場	泉南市男里682の1
32	不二製油株式会社 阪南工場	泉佐野市住吉町1
33	東洋紡績株式会社 守口工場	守口市外島町6
34	新日本硝子株式会社	吹田市西之庄町1番45号
35	ダイキン工業株式会社 淀川工場	摂津市大字一津屋700の1
36	日東電気工業株式会社 茨木工場	茨木市下穂積1丁目1番2号
37	オーツタイヤ株式会社 泉大津工場	泉大津市河原町9番1号
38	第一製薬株式会社 大阪工場	高槻市明田町4番38号
39	紀州製紙株式会社 大阪工場	吹田市南吹田4丁目20-1
40	ユニチカ株式会社 山崎工場	三島郡島本町山崎1
41	岸和田製鋼株式会社	岸和田市臨海町20
42	関西電力株式会社 多奈川発電所	泉南郡岬町多奈川谷川3607

(注) 本表中1から15までの工場は昭和46年度中に、16から42までの工場は昭和47年度中にそれぞれテレメーター装置を設置した工場である。

第3 広域大気汚染対策の実施

大気汚染は、府県境を越えて隣接府県相互に影響を及ぼすことが多く、府県を越えた広い見地からもその対策を進めていく必要がある。

このため、兵庫県とは、昭和46年から特に緊急時の対策について広域大気汚染常時監視網の整備を行ってきた。また、昭和49年12月、和歌山県との間において「阪和広域大気汚染対策実施要綱」を締結し、広域大気汚染常時監視網の整備、情報の交換、規制等措置の実施についての協力要請など、緊急時のみに限定することなく、平常時を含めて広域大気汚染の防止に努めている。

第4 緊急時の措置

大気汚染防止法第23条及び府公害防止条例第61条では大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある事態を緊急時として、昭和46年6月から、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素及びオキシダントの5項目について、それぞれの環境濃度が一定基準を超えるおそがある場合及びその基準を超えた場合には、気象条件等をも考慮して、注意報、警報等を発令して一般に周知させるとともに府下の主要工場及び自動車利用者等に対し、それらの汚染物質の排出量の減少措置について協力を要請し、又は勧告若しくは命令することになっている。

特に府公害防止条例第60条では大気の汚染が著しくなるおそれがあると認めるときは、その旨を予報するとともに、緊急時に該当する事態の発生に備えて必要な措置をとることについて協力を求めることとしている。

これらの緊急時の措置を明確にするため、昭和46年11月、大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱を制定するとともに、二酸化硫黄など各項目ごとに発令基準、発令時の措置等について要領を定めている。このうち光化学スモッグ予報、注意報等として発令されるオキシダントの緊急時発令基準並びに冬期に発生しやすい二酸化硫黄の緊急時発令基準は、それぞれ表3-2-15及び表3-2-16のとおりである。

表3-2-15 オキシダントの緊急時発令基準

呼 称	発令庁	発令地域区分	発 令 基 準
光化学スモッグ予報	大 阪 府	(1) 大阪市中心部の地域	基準測定点のうち1点の測定値が0.1ppm以上で、かつ、気象条件からみて注意報の発令基準に達すると考えられるとき、又は測定点の測定値等から判断して注意報の発令基準に達すると認められるとき。
光化学スモッグ注意報		(2) 大阪市北部及びその周辺地域	基準測定点のうち1点の測定値が0.15ppmに達した場合又は測定点の測定値等から判断して大気汚染がこれらの場合と同程度であると認める場合であって、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
光化学スモッグ警報		(3) 東大阪地域	
		(4) 堺市及びその周辺地域	基準測定点のうち1点の測定値が0.3ppmに達した場合又は測定点の測定値等から判断して大気汚染がこれらの場合と同程度であると認める場合であって、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。
		(5) 北大阪地域	
(6) 南河内地域			
重大緊急警報		(7) 泉南地域	基準測定点のうち1点の測定値が0.5ppmに達し、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

(注) 1 基準測定点等は次のとおりである。

(1) 基準測定点

公害監視センター、堀江小学校、勝山中学校、今宮中学校、此花区役所、難波中学校、淀中学校、淀川区役所、豊中市役所、吹田保健所、守口保健所、寝屋川市役所、東大阪市荒川庁舎、東大阪市東支所、八尾保健所、大宮中学校、聖賢小学校、茨田北小学校、摂陽中学校、南稜中学校、府立大学、少林寺小学校、浜寺中学校、松原市役所、藤井寺市役所、泉大津保健所、高石中学校、枚方市役所、高槻市役所、茨木市役所、池田市役所、富田林市消防署、長野小学校、泉南府民センター、泉佐野保健所

(2) 測定点

淀屋橋、摂津市役所、大東市役所、府立修徳学院、堺市役所、三宝小学校、金岡小学校、高石市役所、羽衣学園、高陽小学校、取石小学校、国府小学校、貝塚市消防署、泉南市役所、岬町役場

2 発令地域区分は表2-1-19に同じ。

3 この基準は、昭和47年6月1日から実施している。

表3-2-16 二酸化硫黄の緊急時発令基準

呼称	発令序	発令型式	発令基準	
スモッグ予報	大阪府	前日発令 20市1町	大阪管区気象台からの通報に基づき、排出源の状況から濃度が緊急時の状態に達すると予想されるとき	
		当日発令	20市1町	基準測定点のうち3点以上の濃度が0.2ppm以上であり、かつ、気象条件等から注意報発令基準に達すると考えられるとき
			20市1町及び北部地域	基準測定点のうち4点（1点は茨木市役所）以上で同上の状態が予想されるとき
			府下全域	基準測定点の測定値から判断して注意報発令基準に達すると考えられるとき
スモッグ注意報	大阪府	前日の予報に伴う発令 20市1町	早朝の天気図、気象データなどから判断して発令	
		前日の予報に伴わない場合	20市1町	基準測定点のうち3点以上で1時間値0.2ppm以上の状態が2時間継続するか、又は1時間値48時間平均値が0.15ppm以上になり、気象条件からその状態が持続、悪化すると予想されるとき
			20市1町及び北部地域	基準測定点のうち4点（1点は茨木市役所）以上で同上の状態が予想されるとき
			府下全域	基準測定点の測定値から判断して必要と認められたとき
スモッグ警報	大阪府	20市1町	基準測定点のうち2点以上で1時間値0.5ppm以上になり、気象条件からみて必要と認められたとき	
		20市1町及び北部地域府下全域	基準測定点の測定値から判断して必要と認められたとき	
緊急警報重大	大阪府	20市1町	測定点のうち1時間0.5ppm以上の状態が3時間継続するか、又は1時間値0.7ppm以上の状態が2時間継続し、気象条件からみて必要と認められたとき	
		20市1町及び北部地域府下全域	全測定点の測定値からみて必要と認められたとき	

(注) 1 基準測定点等は次のとおりである。

(1) 基準測定点

吹田保健所、守口保健所、淀中学校、此花区役所、扇町中学校、公害監視センター、淀屋橋、東大阪市荒川庁舎、平尾小学校、摂陽中学校、八尾保健所、府立大学、少林寺小学校、浜寺中学校、泉大津保健所、豊中南消防署、茨木市役所、寝屋川市役所、東大阪市東支所、高石中学校、豊中市役所、松原市役所、国府小学校、高槻市役所、枚方市役所、摂津第一中学校、富田林市消防署、泉南府民センター、泉佐野保健所、池田市役所、大東市役所、藤井寺市役所、長野小学校、府立修徳学院

(2) その他の測定点

貝塚市消防署、泉南市役所、岬町役場、東淀川区役所、聖賢小学校、大宮中学校、今宮中学校、勝山中学校、南稜中学校、錦小学校、石津小学校、金岡小学校、浜寺公園、三宝小学校、高石市役所、羽衣学園、高陽小学校、取石小学校、若松台中学校、登美丘西小学校

2 発令地域の区分は次のとおりである。

(1) 20市1町

大阪市、堺市、豊中市、吹田市、摂津市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、松原市、高石市、泉大津市、四条畷市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、和泉市、柏原市及び忠岡町の地域

(2) 20市1町及び北部地域

20市1町の地域に池田市、箕面市、茨木市、高槻市、枚方市、島本町、能勢町及び東能勢村を加えた地域

(3) 府下全域

大阪府下の全部の地域

3 この基準は、昭和46年11月1日から実施している。

第5節 光化学スモッグ対策の推進

第1 光化学スモッグ発生の未然防止

1 固定発生源対策（大気清浄化計画の実施）

現在、本府における大気汚染防止対策は、光化学スモッグ発生の主要原因物質であると考えられている窒素酸化物及び炭化水素について、固定発生源における排出量削減を中心として対策を講じている。

すなわち、窒素酸化物等を中心に排出量の削減を図ることが大気清浄化計画の当面の目標であって、これの推進によってオキシダント（光化学スモッグ）に係る緊急時の発生を抜本的に防止するとともに、今後は大気清浄化計画に基づく平常時の汚染物質排出量の削減の徹底を図っていく必要がある（大気清浄化計画の実施状況については第3節参照）。

更に近年、窒素酸化物とともに炭化水素系有害物質が光化学スモッグの主要原因物質の一つであるとされ、光化学スモッグ対策としての有効な規制が緊急の課題となっている。

本府においては、府公害防止条例において、悪臭、有害物質対策として、一部の炭化水素系有害物質を規制しているが、光化学スモッグに着目した規制対象施設及び規制対象物質のは握が十分でない点もあるので、昭和49年8月、それらの対策について公害対策審議会に諮問をしており、その答申を待って有効な規制手法の確立を図ることとしている。

2 移動発生源対策

自動車排出ガス中には光化学スモッグ発生の主要原因物質であるとされている窒素酸化物、炭化水素が含まれており、光化学スモッグ発生の未然防止のためには、自動車排出ガス対策が強く要請されている。このため、自動車排出ガスの削減の発生源対策の強化、交通規制等による自動車交通総量の削減などの諸対策を実施している（第5章「自動車公害対策」参照）。

第2 オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策の概要

オキシダント（光化学スモッグ）緊急時については、昭和45年度に光化学スモッグ暫定対策実施要綱を定め、緊急時に対処することとして以来、測定網の整備、発生源に対する緊急時措置の強化、発令の通報連絡体制の円滑化を図ってきた。

昭和50年度においては、オキシダント測定点を2局増設したので合計50局となった。また、緊急時対象工場 240工場のうち大規模の18工場を特別対象工場として、光化学スモッグ予報発令時から排出ガス量の20%以上の削減を要請し、警報発令時には排出ガス量の40%以上の削減を勧告することとするなど特に厳しい緊急時措置を設けている。

緊急時対象工場に対しては、強化した緊急時措置の内容の説明会を開催してその徹底を図り、光化学スモッグ注意報発令時には緊急パトロール班を編成して緊急時対象工場に立入検査を実施するとともに、発令状況を府の関係機関、市町村へ通報連絡し、被害の訴えなどの情報収集に努めた。

また、府下市町村においても、光化学スモッグ予報等の住民への通報や被害の訴えに対処するため、必要な体制をとっている。

第3 オキシダント（光化学スモッグ）の緊急時体制

1 光化学スモッグ注意報等の通報連絡体制

光化学スモッグ注意報等の発令又は解除及び光化学スモッグ気象情報の通報連絡については、公害監視センターから無線回線等により緊急時対象工場に通報し、自動車の使用者及び運転者に対する運行の自主的制限の要請は日本道路交通情報センター等を通じて行うことになっている。

また、市町村に対しても無線警報受信機を通じて同時通報するとともに、テレビ・ラジオにより直ちに住民等に通報される仕組みになっている（図3-2-3）。

2 光化学スモッグによる被害の訴え状況のは握

学校、社会福祉施設等並びに住民から光化学スモッグによると思われる被害の訴えの届出を受けた関係機関は、速やかに光化学スモッグ対策連絡本部（緊急時における適切な対処体制をとるため公害室、公害監視センター、衛生部、教育委員会の関係部課と連携して設置するもの）に連絡するとともに、被害を訴えた者に対し適切な処置をとることとし、これに必要な体制を整備している。

一方、連絡を受けた光化学スモッグ対策連絡本部では、光化学スモッグ被害連絡受付票により受け付けるとともに、被害等の調査をする必要があると認めるときは、光化学スモッグ緊急調査班を現地に派遣する等の措置を講じることとしている。

第4 オキシダント（光化学スモッグ）緊急時対策

1 固定発生源対策

(1) 緊急時措置の内容

オキシダント緊急時の発令時には、緊急時対象工場に対して、排出ガス量の削減措置を要請、勧告又は命令することにより、光化学スモッグ発生の原因物質と考えられている窒素酸化物等の排出量の削減を図り、オキシダントによる汚染の悪化の防止とその早期解消を図ることとしている。

オキシダント緊急時において緊急時対象工場及び特別対象工場が講ずべき措置は表3-2-17のとおりである。

(2) 緊急時対象工場

緊急時の発令時においては排出ガスを毎時10,000N^m（最大能力）以上排出する工場・事業場を緊急時対象工場として、光化学スモッグ予報等が発令された場合には、当該地域に所在する緊急時対象工場について、排出ガス量の削減等の緊急時措置の実施の要請等を行うこととしている。

昭和50年度における緊急時対象工場は 240工場、事業場（うち廃棄物焼却場は31）であった。このうち特に排出ガスを多量に排出する大規模18工場を特別対象工場とし、光化学スモッグ予報発令時から排出ガス量の20%以上の削減を要請することとしている。この場合、当該特別対象工場所在地域以外の地域に光化学スモッグ予報等が発令された場合においても、緊急時措置として排出ガス量の20%以上の削減を要請することとしている。

(3) 緊急時における立入検査状況

昭和50年度における緊急時立入検査結果は、延94工場のうち、適正に減少措置を講じていた工場は86工場、緊急時措置が不十分であった8工場に対しては、当該工場内体制の整備等について強力な指導を行った。

なお、各工場から緊急時におけるばい煙量減少措置の報告書の提出を求めて緊急時措置の実施状況を調査したところ、おおむね、事前に提出のあったばい煙量減少計画書どおりの措置が講じられていた。

2 移動発生源対策

(1) 自動車運行の自粛の要請

気象条件等により大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある事態が発生したときは、大気汚染防止法に基づき、知事はその事態を一般に周知させるとともに、自動車の使用者等に対し、自動車運行の自主的制限について協力を求めることとされていることから、

テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を通じ、特に光化学スモッグ・シーズンを中心に自動車運行自粛の啓発を図った。

(2) 緊急時の措置

光化学スモッグ予報及び光化学スモッグ気象情報の発令状況については、その都度日本道路交通情報センターを通じて自動車の使用者等に周知徹底を図り運行の自粛を呼びかけた。

(3) 公安委員会への交通規制の要請

気象条件等により、大気の汚染が急激に悪化し、人の健康又は生活環境に重大な被害を生ずるような事態が発生したときは、知事は、その事態が自動車排出ガスに起因する場合には、公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制の措置をとることを要請するものとしている。現時点では要請基準（オキシダント濃度0.5 ppm以上）に達していないため、交通規制の要請は行っていない。

図3-2-3 オキシダント緊急時の通報連絡経路の概観

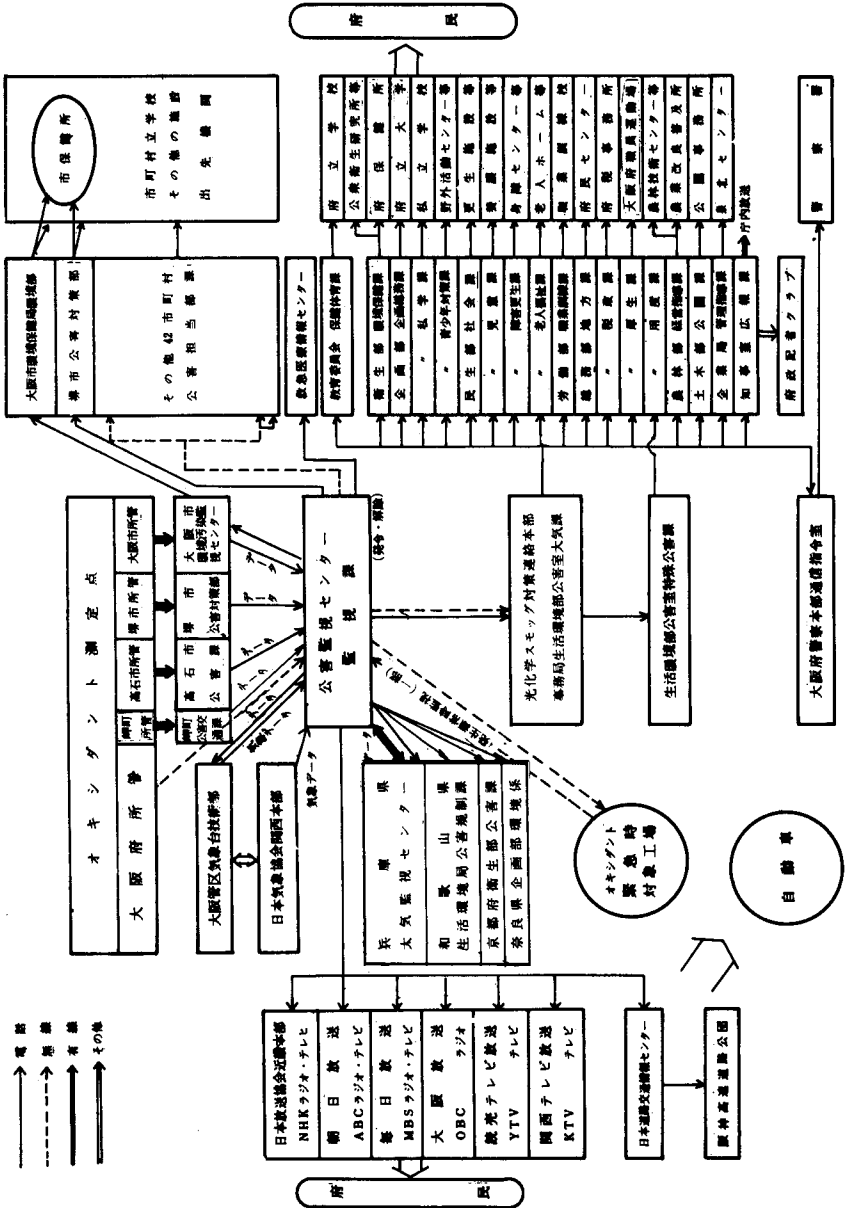


表3-2-17 緊急時対象工場における緊急時措置の内容

区分 発令区分	緊急時対象工場	特別対象工場
光化学スモッグ 気象情報	① 翌日、通常より排出ガス量が多くなるような操業を予定している場合は、計画の変更等により翌日の排出ガス量が増加しないように配慮すること。 ② 翌日、注意報等が発令されたとき、緊急時措置が円滑に行えるよう準備しておくこと。	
予報	① 操業に当たって排出ガス量が通常時より減少するよう配慮するとともに、注意報の発令に備えて注意報の措置が行える体制をとること。 ② 注意報時の措置に長時間を要する業種にあってはその措置に入ること。	操業度の低下、燃料使用量の削減等により排出ガス量を通常時の20%以上削減すること（これに準ずる措置を含む）。
注意報	① 操業度の低下、燃料使用量の削減等により排出ガス量を通常時の20%以上削減すること（これに準ずる措置を含む。）。 ② 焼却場にあつては、焼却物の投入量を20%以上削減すること。	予報に引き続き排出ガス量の減少に徹底を期するとともに、警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとること。
警報	注意報に引き続き排出ガス量の減少に徹底を期するとともに、重大緊急警報の発令に備えて一部操業停止などが行える体制をとること。	注意報時の措置を更に強化し、排出ガス量を通常時の40%以上削減すること（これに準ずる措置を含む。）。
重大緊急警報	① 警報時の措置を更に強化し、排出ガス量を通常時の40%以上削減すること（これに準ずる措置を含む。）。 ② 焼却場にあつては、焼却物の投入量を40%以上削減すること。	警報に引き続き排出ガス量の減少に徹底を期すること。

第5 光化学スモッグに関する調査研究

光化学スモッグに関する調査研究を総合的に推進するため、昭和47年7月に学識経験者、府の医療、試験研究機関の職員で構成する「大阪府光化学スモッグ調査会議」を発足させ、光化学スモッグの発生源（公害室担当）、発生機構の解明（公害監視センター担当）、人体影響（衛生部担当）、植物影響（農林部担当）などについて調査研究を実施してきた。

昭和50年度に実施した調査研究の概要は表3-2-18のとおりである。

表3-2-18 光化学スモッグに関する調査研究（概要）

調査の種類	概 要
発生源調査	光化学スモッグ発生の原因物質である窒素酸化物、炭化水素等大気汚染物質の排出状況について、工場・事業場等の固定発生源のほか、自動車等の移動発生源を調査した。
発生機構の解明調査	既設測定局における常時測定に加えてゴム亀裂法による測定点を府下（大阪市は除く。）150カ所に設け、オキシダント濃度の分布を調査したほか、常時測定点により得たオキシダント濃度と気象条件との相関を解析した。なお、光化学スモッグシミュレーションモデルの開発については、環境庁に設置されたシミュレーションモデル検討委員会において大阪湾地域をモデルとして行うこととなったので、これに参加し研究を進めた。また、発生源を推定するため、大気中の各種炭化水素の成分比を求めた。
人体影響調査	被検動物をオキシダント等に暴露し、その影響を調べる生体影響試験研究を実施した。また、病像の解明、発症の条件等を明らかにする疫学臨床調査を実施した。
植物影響調査	光化学スモッグによると考えられる植物被害の状況を、調査地点を定めて定期的にあるいは被害が発生したと考えられるときに一斉調査する現地調査を実施し、被害の観察を行った。また、被検植物を大気浄化及び非浄化チャンバー内で栽培し、オキシダントによる障害を比較検討した。

第6節 悪臭防止対策

第1 悪臭物質の排出規制

悪臭物質については、昭和47年6月から施行された悪臭防止法（昭和46年法律第91号）により規制されており、現在、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及びトリメチルアミンの5物質が規制対象物質となっている。

本府においては、府下全域を規制対象地域として指定するとともに、国が定める規制基準の範囲のうち最も厳しい値を規制基準として告示した（昭和48年大阪府告示第507号）。悪臭に係る規制権限は悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）により、府下全市町村長に委任されているので、府公害防止条例の有害物質に関する規制の一端として市町村担当職員と協力して対象事業者の指導に当たった。なお、府公害防止条例における現行の有害物質に対する規制は、悪臭防止の観点からも行われているものである。

第2 屋外燃焼行為の規制

ゴム、硫黄、ピッチ、廃油などその燃焼に伴って多量にばい煙、悪臭を発生させる物質を屋外で多量に燃焼させることは悪臭防止法及び府公害防止条例により規制されている。

近時、建設廃材、粗大ごみなど廃棄物排出量の増大に伴い、その中間処理段階において、焼却施設との関連もあって、いわゆる野焼きの状態で大量に屋外での焼却処分が行われる傾向があり、地域の環境に好ましくない影響をもたらしている現象がみられる。

昭和50年度においては表3-2-19のとおり市町村を通じて住民から苦情の申出があったので、その汚染の防止、燃焼条件について市町村と協力して関係業者を指導した。

屋外燃焼行為に対する苦情の内容としては、ばい煙による洗たく物の汚れや悪臭による不快感を訴える者が多く、一部には、健康被害の訴えもあった。また、府公害防止条例では規制されていない木材等の燃焼による被害訴えも多くみられた。

表3-2-19 屋外燃焼行為による苦情発生状況

(昭和50.1.1~50.12.31)

地 域	物 質	ゴ ム	ビ ッ チ	合 成 樹 脂	木 材	そ の 他	合 計
泉 南 地 域		4	0	3	9	24	40
中 央 環 状 線 の 域		9	1	11	61	40	122
そ の 他 の 地 域		11	0	19	16	12	58
合 計		24	1	33	86	76	220

(注) 1 各市町村において受理した苦情件数である。

2 地域の区分は次のとおりである。

泉南地域：岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、忠岡町、熊取町、岬町の地域

中央環状線の沿線地域：堺市、豊中市、吹田市、守口市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市の地域

その他の地域：池田市、高槻市、枚方市、富田林市、河内長野市、箕面市、柏原市、藤井寺市、四条畷市、交野市、島本町、東能勢村、能勢町、太子町、河南町、狹山町、美原町、千早赤阪村の地域

第7節 関西電力発電所に対する規制

府域に所在する関西電力株式会社の既設発電所（春日出、大阪発電所…大阪市、堺港、三宝発電所…堺市、多奈川（第一）発電所…岬町）と昭和49年8月から建設を開始した多奈川第二発電所を含む全発電所に対しては、多奈川第二発電所の建設問題を契機として締結された多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定（昭和49年5月6日締結）に基づき、汚染物質排出量の削減その他の規制を行っているところであるが、昭和50年度における主要協定項目の遵守状況の概要は次のとおりである。

第1 細目協定等の締結

公害等防止協定第33条に規定する大気汚染の測定、記録の報告の方法、時期その他の公害等防止協定の実施に必要な事項について、昭和50年8月、多奈川第二発電所の建設に伴う公害等防止協定の実施に関する細目協定（昭和50年4月1日から適用）を締結した。

この細目協定では、燃料使用量等の測定方法及びそれらの測定項目に係る報告の方法、水質汚濁に係る測定項目、温排水の測定方法及びそれらの報告の方法などを定めたものである。なお、昭和51年2月、多奈川地区発電所から排出される温排水の拡散状況の測定方法を定める覚書を締結した。

第2 公害等防止協定の遵守状況

公害等防止協定に定める硫黄酸化物等の汚染物質排出量のほか各発電所の利用率等の確認については、毎月、公害等防止協定に基づき燃料使用量、発電力量、汚染物質排出量等を報告させるとともに、随時、立入検査を実施して使用燃料硫黄含有率の検査、汚染物質排出濃度の実測等を行っている。

また、大気関係については、昭和51年度後半以後は第1の細目協定第11条にいう府下の関西電力株式会社の全発電所を対象とする発生源モニターシステムが稼動する予定であり、自動測定記録装置による測定結果がテレメーター方式により公害監視センターに送信されることになっている。

昭和50年度における公害等防止協定に定める汚染物質排出量等の主要項目に係る遵守状況について大気関係の概要は、表3-2-20のとおりである。

なお、関西電力株式会社からは毎年4月末日までに、公害等防止協定第5条の規定に基づきその前年度における同協定の遵守状況並びに当該年度において講じようとする公害等の防止に関する措置を記載した関西電力公害等防止計画を提出させることとしている。

表3-2-20 大気関係汚染物質排出量の状況(昭和50年度)

区分	発電所	協定値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
硫黄酸化物 排出量 (トン)	多奈川第一	1,350	41.8	35.6	67.3	59.6	81.0	94.3	40.8	53.1	55.8	40.5	50.3	56.7	676.8
	堺	7,510	393.1	324.9	450.3	482.2	496.5	554.0	429.2	405.4	490.4	495.4	482.5	436.5	5,440.4
	三寶	610	37.7	11.1	33.4	20.7	23.4	36.7	19.2	5.1	37.2	25.4	8.8	24.0	282.7
	春日出・大阪	3,720	74.8	63.6	113.6	122.8	128.0	158.6	75.7	90.0	170.2	109.2	122.5	149.3	1,378.3
	合計	13,190	547.4	435.2	664.6	685.3	728.9	843.6	584.9	553.6	753.6	670.5	664.1	666.5	7,778.2
窒素酸化物 排出量 (トン)	多奈川第一	1,460	39.3	35.1	76.3	54.7	68.4	85.9	36.2	49.4	54.8	36.4	44.9	54.6	636.0
	堺	8,030	381.9	309.6	432.9	486.9	471.7	534.8	412.8	370.7	475.8	479.0	454.3	412.5	5,222.9
	三寶	500	25.4	7.2	30.1	21.9	25.1	33.2	15.5	4.3	33.6	24.3	8.9	23.2	252.7
	春日出・大阪	3,640	115.6	85.0	142.4	157.1	181.1	221.5	135.8	134.3	243.4	123.5	150.8	204.2	1,894.7
	合計	13,630	562.2	436.9	681.7	720.6	746.3	875.4	600.3	558.7	807.6	663.2	658.9	694.5	8,006.3
使用燃料中の 平均硫黄 含有率 (%)	多奈川第一	0.16	0.14	0.14	0.13	0.14	0.15	0.14	0.15	0.15	0.14	0.15	0.15	0.15	0.14
	堺	0.16	0.15	0.15	0.15	0.14	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15
	三寶	0.20	0.18	0.18	0.17	0.15	0.15	0.15	0.17	0.19	0.18	0.16	0.16	0.16	0.17
	春日出・大阪	0.19	0.11	0.13	0.13	0.13	0.13	0.12	0.10	0.12	0.12	0.15	0.14	0.12	0.12
燃料 使用量 (9640キロカロ リ/トンの換算)	多奈川第一	470	16.9	14.2	28.1	23.3	31.0	37.0	15.0	20.1	22.3	15.4	19.2	21.8	264.3
	堺	2,660	150.8	124.8	173.6	189.3	187.9	212.9	162.1	156.3	189.6	188.8	177.6	162.0	2,075.7
	三寶	170	11.7	3.6	11.0	7.9	8.6	13.3	6.3	1.5	11.4	8.7	3.1	8.2	95.3
	春日出・大阪	1,080	37.2	27.2	48.2	54.1	61.9	73.5	41.7	42.0	78.6	40.9	50.2	66.9	622.4
	合計	4,380	216.6	169.8	280.9	274.6	289.4	336.7	225.1	219.9	301.9	253.8	250.1	258.9	3,057.7
利用率 (%)	多奈川第一	45	1.6	1.4	2.7	2.2	3.0	3.6	1.5	1.9	2.2	1.5	1.9	2.3	25.8
	堺	62	3.5	2.9	4.1	4.4	4.3	5.0	3.3	3.6	4.5	4.5	4.2	3.9	48.7
	三寶	52	3.5	1.0	3.3	2.3	2.5	3.9	1.9	0.4	3.5	2.6	1.0	2.4	28.3
	春日出・大阪	52	1.8	1.3	2.4	2.6	3.0	3.6	2.1	2.0	4.0	2.2	2.5	3.3	30.8